

約款・規定集の一部改定のご案内

2025 年 2 月

FFG 証券株式会社

令和 7 年 2 月 22 日から、以下のとおり「約款・規定集」を一部改定いたします。

第 12 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資 および特定非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等) (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>勘定廃止通知書記載事項</u>もしくは<u>非課税口座廃止通知書記載事項</u>(以下「<u>廃止通知書等記載事項</u>」といいます。))の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないものを、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>廃止通知書等記載事項</u>の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないものを提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (2) 当社での再開設、および他金融機関からの変更設定 「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>廃止通知書等記載事項</u>の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないものを提出する場合については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「<u>再開設年</u>」といいます。))または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「<u>再設定年</u>」といいます。))の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書記載事項</u>」の記載がある書類で「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないものが提出される場合において、当該廃	第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等) (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (2) 当社での再開設、および他金融機関からの変更設定 「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「<u>再開設年</u>」といいます。))または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「<u>再設定年</u>」といいます。))の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日か

新	旧
止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 (3) 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。	ら同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 (3) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
(4)～(6) (現行どおり) 第3条の3 (特定累積投資勘定の設定) (1) (現行どおり) (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。	(4)～(6) (省 略) 第3条の3 (特定累積投資勘定の設定) (1) (省 略) (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの)に限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および同条第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。))により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。))により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式	第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの)に限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および(2)に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。))により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。))により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式

新	旧
式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) イ～ロ (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (2) 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。 ①～④ (現行どおり)	式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) イ～ロ (省 略) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ①～④ (省 略)
第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) (1)～(3) (現行どおり) (4) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) (1)～(3) (省 略) (4) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
第9条の5 (非課税口座の開設について) (1) (現行どおり) (2) 2028 年 10 月 1 日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、	第9条の5 (非課税口座の開設について) (1) (省 略) (2) 2028 年 1 月 1 日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座開設届出書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

新	旧
お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。	

第 13 章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第2条 (未成年者口座廃止届出書の提出) <u>(削 除)</u>	第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出) (1) お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。
お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。 <u>(削 除)</u>	(2) 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
	(3) お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
	(4) お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返

新	旧
(削 除) 第3条 (継続管理勘定の設定) (削 除) (削 除) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において未成年である年に限ります。))の1月1日に設けられます。 第4条 (非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)	還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。))には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。 (5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。))の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。 第3条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定) (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第17条、第19条および第25条(1)を除き、以下同じ。)) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において未成年である年および出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。 (2) 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。 (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において未成年である年に限ります。))の1月1日に設けられます。 第4条 (非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

新	旧
未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条および第 25 条(1)を除き、以下同じ。)(以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))または継続管理勘定において処理いたします。	未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。
第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。))のみを受け入れます。 ① (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日(以下「5 年経過日」といいます。))の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 ③ (現行どおり)	第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。))のみを受け入れます。 ① (省 略) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日(以下「5 年経過日」といいます。))の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5 年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)) ③ (省 略)
第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年(以下「基準年」といいます。))の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。))および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。))による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当	第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。))による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

新	旧
該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと	
②～③ (現行どおり)	②～③ (省 略)
第12条 (出国時の取扱い)	第12条 (出国時の取扱い)
(1) お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する「出国移管依頼書」の提出をしてください。 (2) 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 (3) 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に同令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 6 号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。	(1) お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。 (2) 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 (3) 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。
第17条 (課税管理勘定の金銭等の管理)	第17条 (課税管理勘定の金銭等の管理)
課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。	課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。
①～② (現行どおり)	①～② (省 略)
③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと	③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと
第18条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)	第18条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)
第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
第20条 (出国時の取扱い)	第20条 (出国時の取扱い)
お客様が「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 節(第 15 条および第 19 条を除く)の適用があるものとして取り扱います。	お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 節(第 15 条および第 19 条を除く)の適用があるものとして取り扱います。
第25条 (課税未成年者口座取引である旨の明示)	第25条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)
(1) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(第 14 条に	(1) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者

新	旧
規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 (2) (現行どおり) 第27条 (非課税口座のみなし開設) (1) (現行どおり) (2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において成年である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「<u>非課税口座開設届出書</u>」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。 第28条 (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～③ (現行どおり) ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第12条(1)の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条(1)の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が成年である年の前年12月31日までに同条(3)の「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が成年である年の前年12月31日の翌日 ⑥ (現行どおり)	口座への受入れである場合には、第3条(1)に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 (2) (省 略) 第27条 (非課税口座のみなし開設) (1) (省 略) (2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において成年である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で<u>特定非課税累積投資契約</u>(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。 第28条 (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～③ (省 略) ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が成年である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が成年である年の前年12月31日の翌日 ⑥ (省 略)